

答 申

1 審査会の結論

豊橋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が「指導要録」に記載された保有個人情報のうち、総合所見及び指導上参考となる諸事項を非開示としたことは、妥当である。

2 実施機関の説明の要旨

教育委員会の保有個人情報開示請求に係る保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）についての説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件保有個人情報が記載されている公文書について

指導要録は、学校教育法施行規則の規定に基づき、校長に作成が義務付けられた書類であって、生徒等の学習及び健康の状況が記録されており、学級を担当する教師等が各項目について記載している。

学籍に関する記録と指導に関する記録に分かれており、中学校生徒の場合においては、それぞれ次に掲げる事項で構成されている。

ア 学籍に関する記録

- (ア) 生徒の氏名、性別、生年月日及び現住所
- (イ) 保護者の氏名、現住所
- (ロ) 入学前の経歴
- (エ) 入学、卒業等の事項
- (オ) 学校名、所在地
- (カ) 校長氏名印、学級担任者氏名印

イ 指導に関する記録

- (ア) 各教科の学習の記録（観点別学習状況、評定）

- (イ) 総合的な活動の時間の記録（学習活動、観点・評価）
  - (ウ) 特別活動の記録
  - (エ) 行動の記録
  - (オ) 総合所見及び指導上参考となる諸事項
  - (カ) 出欠の記録
- (2) 開示しないこととした理由

総合所見及び指導上参考となる諸事項の部分は、学級担任者が学習の過程や成果等を要約して記載することにより、成長過程にある者を今後適切に指導していくうえで、参考にしようとするものである。開示され、記載内容に関して誤解されたり、不満に思われたりしたらと記載者が考えた場合、公平で、かつ、的確な評価ができにくくなるおそれがある。

したがって、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、豊橋市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第16条第8号に該当するため非開示とした。

### 3 異議申立ての内容

#### (1) 異議申立ての趣旨

異議申立人が平成19年1月10日付けで行った保有個人情報開示請求に対して教育委員会が同年2月7日付けで一部開示とした処分の取消しを求めるというものである。

#### (2) 異議申立ての理由

ア 指導要録は、学校における児童生徒の個人情報のうち、最も重要な表簿として位置付けられており、学校及び教育委員会は、当該情報への「自己情報コントロール権」についても、子どもの権利条約や条例の定めに基づき最大限配慮する必要がある。

イ 指導要録は、学校が子どもに対して行った教育を記録した公簿であり、その内容は、家庭における教育においても重要な資料となり得るものである。

- ウ 既に全国で数多くの自治体が指導要録の全部開示に踏み切っている現在、本件部分開示決定の意味は失われているというべきである。
- エ 平成11年11月25日には兵庫県西宮市内申書・指導要録非開示決定取消訴訟控訴審・大阪高裁判決において内申書・指導要録の全部開示を西宮市に命ずるなど、指導要録を含む教育情報に対する自己情報開示請求の現状は、既に全部開示の方向で全国的に定着している。
- オ 指導要録の全面開示は既に時代の趨勢であり、教育委員会の主張する非開示理由は時代錯誤も甚だしい。また、記載する側も教育現場に身を置く者として、教育情報の変化を十分に認識し得る立場にあり、これら社会的趨勢に気を配らなかったとすれば問題であろう。
- カ 「開示され、記載内容に関して誤解されたり、不安に思われたりしたらと記載者が考えた場合、公平で、かつ、的確な評価ができにくくなるおそれがある」という教育委員会の主張は全く的外れであり、誤解や不安を招く要素が指導要録という制度に潜在的に含まれているからこそ、全面開示されなければならないというべきである。
- キ マイナス評価が本件指導要録に仮にあったとしても本件請求を行う段階で、マイナス評価が含まれているかもしれないということは、本人及び保護者にとっては想定範囲内であり、さらに本件請求に至った経緯に鑑みれば、自らが学校により不当な評価をされているかもしれないという蓋然性を危惧するのは同然である。
- ク マイナス評価が記載される前提として、そのマイナス評価と同趣旨の指導が児童生徒に対して行われていなければならない、そのような指導もなくマイナス評価が指導要録のみに記載されているとすれば、そのこと自体が問題視されなければならない。これは、大阪高裁判決においても判示されているところである。
- ケ ○○○○に対して、学校側は8回にわたる出席停止を繰り返している。学

校側は指導の一環であると主張しているものの、それが真に正当なものであるならば、それらの指導の結果が集約されているべきである指導要録を全面開示することは、むしろ学校側にとって、自らの指導の正当性を主張する資料となり得るのである。

コ 前述の控訴審で大阪高裁が川崎市、大阪府、大阪市等に対して行った「指導要録を開示したことにより、本人の自尊心が傷ついたり、意欲や向上心を失ったとの報告」及び「指導要録を開示したことにより、生徒やその保護者が不信感を抱き、又は教師と生徒の信頼関係が崩れたとの報告」という調査事項に対する回答として、いずれの自治体からも問題は発生していない旨の回答がなされている。

サ 大阪高裁判決においても「教育上なされる評価は、正確な事実・資料に基づき、本人及び保護者からの批判に耐え得る適正なものでなければならない」旨判示されているとおり、教員は評価の理由について、子どもやその保護者に対して、正確な事実・資料に基づいた説明をする職務上の義務があるというべきである。

シ 児童、生徒及び保護者と学校との間には、一定の信頼関係があって初めて円滑な学校運営が成り立つのであり、信頼関係とは人格権を有する人及び組織の間で同質・同量の情報の共有がなされることが前提であって、これは学校と児童・生徒及び保護者の間もまた同様である。

ス 児童生徒の個人情報外部に流出している事件が数多く存在し、また学校における杜撰な個人情報管理体制も明らかになっている。このような児童生徒の個人情報管理体制の中で、仮に自らの情報が誤って記載されていた場合、その情報がそのまま外部に提供され、しかもそのことを知らないまま、誤った情報が一人歩きする可能性は大いに考え得ることであって、これを検証するためにも、自らの個人情報の内容について自らの手で点検する必要性は極めて大きい。

セ もし指導要録に誤った情報が記載されていた場合、それを翌年度以降に引き継いだ教員が誤った指導をする可能性がある。大阪高裁判決では、「誤った情報や不正な手段で得られた情報に基づく評価のために、不利益な取扱いを受けることがないように防止することも本件条例の趣旨目的である」と判示しており、この意味からも指導要録の全部開示は、誤記載による不当な評価・指導への最大の防御となるのである。

#### 4 審査会の判断

##### (1) 判断に当たっての基本的な考え方

条例は、市の実施機関が保有する個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定め、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的としている（第1条）。

そして、条例第16条は、開示請求者に対する保有個人情報の原則開示を定めるとともに、実施機関が開示しないこととする保有個人情報の範囲及びその権限を定めている。

本審査会は、このような条例の各条項の趣旨を踏まえ、以下のとおり判断するものである。

##### (2) 本件保有個人情報について

条例第16条第8号は、市の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを非開示としている。以下、本件保有個人情報がこの規定に該当するか検討する。

本件保有個人情報が記載されている指導要録は、生徒の学籍並びに指導の過程及び結果の要約を記録し、その後の指導及び外部に対する証明等に役立たせるための原簿たる性格を持ち、生徒やその保護者に開示することを予定しない

文書である。教師はこうした認識の下、生徒の評価をありのままに記載している。

本件保有個人情報のうち総合所見及び指導上参考となる諸事項は、生徒の学習意欲、学習態度に関する全体的評価あるいは人物評価というべきものであって、評価者の観察力、洞察力、理解力等の主観的要素に左右され得るものである。当該情報を開示した場合、当該生徒やその保護者の誤解や不信感、無用の反発を招き、担当教師においてもそのような事態が生ずることを懸念して、否定的評価についてありのままに記載することを差し控えたり、画一的な記載に終始する可能性がある。その結果、指導要録の記載内容が形骸化、空洞化し、適切な指導、教育を行うための基礎資料とならなくなり、継続的かつ適切な指導、教育を困難にするおそれを生ずることも否定することができない（最高裁平成15年11月11日判決（判例時報1846号3頁）に同趣旨）。

よって、総合所見及び指導上参考となる諸事項を開示すると、事務又は事業に支障が生じると認められるため、条例第16条第8号に該当し、非開示としたことは妥当である。

### (3) まとめ

以上により、「指導要録」に記載された本件保有個人情報のうち総合所見及び指導上参考となる諸事項を非開示としたことは妥当である。

【審査会の処理経過】

年 月 日	内 容
19. 3. 9	○諮問（第4号）
19. 6. 25	○実施機関から非開示理由説明書を受理
19. 6. 27 (第16回第1部会)	○実施機関職員から非開示理由を聴取
19. 7. 3	○異議申立人に実施機関からの非開示理由説明書を送付
19. 11. 6	○異議申立人から意見書を受理
19. 11. 14 (第18回第1部会)	○異議申立人の意見陳述 ○審査
19. 12. 19 (第19回第1部会)	○審査
20. 1. 17 (第20回第1部会)	○審査
20. 2. 29 (第21回第1部会)	○審査
20. 4. 3 (第22回第1部会)	○審査
20. 4. 23	○答申内容の決定

第 1 部 会	氏 名	所 属 団 体 等
	榑 原 秀 訓	南山大学
	河 邊 伸 泰	弁護士
	渡 辺 齊	名古屋学院大学